

地方分権：関係省庁ヒアリング資料

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課
令和4年8月3日

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設

36



市民のレクリエーション活動等の拠点の形成



地域の活性化の拠点の形成



都市の防災性の向上



生物多様性の確保

都市公園に設置可能な「公園施設」

都市公園に「公園施設」として設置可能な施設は、都市公園法第2条第2項に規定

都市公園法第2条第2項

この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

都市公園法施行令第5条(抜粋)

法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第百二十二号)第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。)、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

「公園施設」としてのシェアサイクルポート設置例

公園を訪れる公園利用者の利便に供することを目的に「公園施設(便益施設)」として設置。

都市公園内に「公園施設(便益施設)」として「シェアサイクルポート」を設置している事例

< 与野公園(埼玉県さいたま市) >

【公園管理者】

さいたま市

【シェアサイクルポートの設置管理者】

OpenStreet株式会社



< 岡山県総合グラウンド(岡山県岡山市) >

【公園管理者】

岡山県

【シェアサイクルポートの設置管理者】

岡山市



その他、15都市81箇所で公園施設として設置(国土交通省都市局街路交通施設課調べ(R3.3月時点))

都市再生整備計画への記載により、都市公園にサイクルポート、観光案内所等が占用可能となり、民間まちづくり団体の活動が活発化し、地域の賑わい創出に寄与。

サイクルポート、観光案内所等についての都市公園の占用許可の特例

都市再生整備計画に、都市公園に設ける居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設(サイクルポート、観光案内所等)の整備に関する事項を記載

39 計画への記載については、当該都市公園の公園管理者の同意が必要



サイクルポート



観光案内所



都市公園の占用のイメージ

都市再生整備計画が公表された後2年以内に当該施設等の占用の許可の申請があった場合には、公園管理者は、技術的基準に適合する限り、その占用を許可することとする。

期待される効果

病院、駅、商業施設、観光施設等、居住者等が訪れる施設相互のアクセス性が向上し、都市の居住環境が向上する。

観光サービスの充実により当該地域への来訪者が増加、回遊性が向上し、地域の経済活動が活発化する。